

みなと保育料がピンチです。

町財政の健全化に向け、行財政改革の推進による「歳出の抑制」とともに取り組んでいるのが「確実な歳入財源の確保」です。

町では、各種行政サービスの提供を行い、公平性の観点から、サービスに見合った負担を利用者からいただいています。

しかし、保育料や学校給食費といったいわゆる税外収入の滞納金が増加し、各施設等の管理運営のため町費財源確保に苦慮しています。今回は保育料の現状についてお知らせします。

びくに保育所運営状況

年度	収入(千円)			支出(千円)			収(一般財源)	支(一般財源)	保育士(人)	入所数(人)
	収入	保育料	補助金等	人件費	物件費	償還金				
H15	26,520	7,178	19,342	55,084	22,496	15,636	16,952	△28,564	3(6)	43
H16	6,392	6,392	0	55,619	26,663	12,004	16,952	△49,227	3(6)	45
H17	6,018	6,018	0	59,171	30,063	12,155	16,953	△53,153	3(5)	38

みなと保育所運営状況

年度	収入(千円)			支出(千円)			収(一般財源)	支(一般財源)	保育士(人)	入所数(人)
	収入	保育料	補助金等	人件費	物件費	償還金				
H15	4,946	1,019	3,927	9,489	6,303	3,186	0	△4,543	1(1)	16
H16	4,985	1,058	3,927	7,814	5,375	2,439	0	△2,829	1(1)	15
H17	2,114	980	1,134	7,814	6,536	1,278	0	△5,700	1(1)	13

※保育士数の()は臨時職員数で外数

町費負担割合増す保育所運営 多額の滞納金が運営を圧迫

びくに保育所は、保育所を利用される皆さんからの保育料が平成17年度で運営費の約10%を占めています。平成15年度までは、運営費の約50%を国・道から補助金が交付され、保育料を引いた残りを町費から支出してまいりました。しかし、平成16年度からは、国の三位一体改革等により、補助金が廃止、地方交付税による一般財源化されたことにより、保育料の運営費に占める重要性が増してきています。

また、行財政改革の一環として、平成10年度以来となる保育料の段階的な引き上げ改定を、平成16年度から18年度までの3か年で実施しましたが、国の基準どおりの保育料の水準には至っていません。

「昼食代・おやつ代」を含む保育料

一方で、大きな問題となつているのが保育料の滞納問題です。平成17年度決算では、両保育所年間100万円を超え、こ

保育料累積滞納金 (単位:千円)

年度	びくに保育所	みなと保育所
H13	972	54
H14	1,184	124
H15	1,130	124
H16	1,565	196
H17	2,822	306

れまでの累積滞納金がついに300万円を超えました。また、その額は年々増加しています。

町では、滞納者への督促状況の送付や各戸訪問等の対策を講じているものの有効な滞納対策には至らず、今後はより厳しい対策が必要であると考えています。

しかし、現在の児童福祉法の制度では保育料の未納による保育所の強制退所や入所拒否等の強制措置は困難とされ、まずは保護者のマナーの向上によるところが大きく、地道な取り組みが必要です。

保育料の自身について保護者の皆さんが今一度認識を新たに、行政サービスの利用と公平な負担について、ご理解とご協力をお願いします。

井戸水の水質検査を!

全国各地で病原大腸菌や細菌性感染症などによる井戸水の汚染が原因の食中毒事故が発生し、昨年度は6件、患者数約600人と公表されています。

しかし、汚染原因の特定は、長い年月の生活環境条件の変化から、容易に特定できないのが実情です。

井戸水を利用されている家庭や事業所の皆さんは、飲み水の安全性を確認するための定期的な水質検査と滅菌のための塩素消毒を実施しましょう。

また、旅館や飲食店など事業所で塩素消毒を実施していても、消毒機器の不備や事故などにより食中毒が発生しているケースもありますので、維持管理に十分注意しましょう。

井戸水に不安のある方、水質検査についての問い合わせは下記まで。

俱知安保健所余市支所 (TEL 23-3104)
役場 建設課・住民福祉課 (TEL 44-2111)

国保税の滞納は 保険証の返納へ!

国保に加入する皆さんの公平な負担と助け合いにより成り立っているのが国民健康保険制度です。

国保税を納付期限内に納めることが国保事業の運営を支えます。

もし、特別の事情がないのに国保税を長い間滞納していると、保険証を返納してもらうことになり、その場合、医療費をいったん全額自己負担することになります。

町では、今年度中にも滞納者に対し保険証の返納措置の実施に向け検討中です。

国保税の納付は必ず納期内に納めるようご協力をお願いします。

住民福祉課・税務課

第18回 積丹観光 フォトコンテスト 入賞者決定!!



グランプリ(積丹町長賞)／阿部和夫さん『飛翔』

第18回積丹観光フォトコンテスト(積丹観光協会主催、全日本写真連盟積丹支部主管、積丹町・神恵内村など後援)の審査がこのほど行われ、137点の応募作品の中から、グランプリの積丹町長賞に札幌市の阿部和夫さんの『飛翔』が、同じく神恵内村長賞に室蘭市の齋藤真澄さんの『岩礁夕暎』がそれぞれ選ばれました。

その他の入賞者は次のとおりです。

「積丹の四季部門」

▼準グランプリ

「エソカンゾウの咲く神威岬」

高寺 茂さん(札幌市)

「出漁準備」

山下 廣勝さん(札幌市)

「海夜」

小野 嘉春さん(札幌市)

▼優秀賞

「積丹の秋」

久慈 光莉さん(札幌市)

「岬遠望A」

東 久子さん(札幌市)

「マッカ岬の朝」

佐々木敦子さん(札幌市)



グランプリ(神恵内村長賞)／齋藤真澄さん『岩礁夕暎』

「シママイ海岸を望む」

成田 一英さん(小樽市)

「積丹の海で」

宮尾 純さん(札幌市)

「出漁」

阿部 和夫さん(札幌市)

「畑の風景」

井端 順司さん(積丹町)

「幽刻」

奈良美弥子さん(札幌市)

「奇岩のある浜A」

金子 勝彦さん(余市町)

「漁船クルージング」

丹野 光雄さん(余市町)

「あなたの思い出に残る」

積丹の風景部門

デジタルカメラによる応募が可能となり、応募総数112点の中から21作が入賞しております。

▼グランプリ

「神威岬の秋」

仁和 亮さん(札幌市)



「積丹の四季部門」入賞作品については、11月18日(土)から23日(木)まで、総合文化センターロビーで展示します。また、積丹観光協会ホームページにも入選作品を公開します。